

AIJ問題を受けた当面の対応について (通知発出、厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考に厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

標記につきましては意見募集（8月10日期限）¹が行われておりましたが、意見募集内容に沿って改正通知²が発出（即日施行）されましたのでご案内致します。

また、通知改正と併せて照会事項への行政回答がありましたので、当該回答内容も踏まえてご案内致します。

なお、今回の通知改正内容以外の意見募集項目（「予定利率引下げにより発生した不足金の最長30年償却」、「給付減額基準の改定」）は8月27日が意見募集期限であり、9月末までを目処に通知等の改正が行われる見込みです。

1 年金ニュース [No. 303](#)

2 「AIJ投資顧問に投資残高のある厚生年金基金における財政運営についての特例的扱い等について」
平成24年8月29日 年発0829第1号

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120181&Mode=2>

通知改定の概要、行政確認事項の概要は次頁以降をご参照

1. AIJ投資分の平成23年度決算の取扱い

【平成23年度決算および財政検証から適用】

- ✓ 平成24年3月30日付事務連絡と同様の内容だが、改めて通知発出されたもの。
- ✓ AIJ投資残高の確定タイミングにより以下の取扱いとなる。

	決算の取扱い
9月末日(決算提出期限)までに投資残高が確定した場合	平成23年度決算に損失額を計上
10月1日以降に投資残高が確定した場合	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度決算は平成23年度末におけるAIJ投資残高のうち特定金銭信託口座に残存する現金を除いて全額損失したもとして計上し、平成24年度以降の当該投資残高が確定した年度の決算で収入として計上 なお、9月末日までにAIJ投資残高が確定した場合でも、決算手続き上の理由により、平成23年度決算においては当該投資残高(特定金銭信託口座に残存する現金を除く)を全損したもとし、平成24年度決算において収入として計上することも可能

確認事項 No.3(以下)をご参照

主な確認事項

No.	項目	照会	回答
1	事業所減少時の一括拠出金	設立事業所の減少に係る一括拠出金の算定においては、直前の財政決算でAIJ投資顧問の投資残高を全損とした場合であっても、一括拠出金額の算定時に投資残高が確定していれば、規約変更を行うことで当該確定残高を織り込んで一括拠出金額を算定することは認められるか。	左記の取扱いは可能。

代議員会の議決を得ることで収入(AIJ投資の戻り分)を織り込んだ確定残高による一括拠出金額の算定が可能。この場合、規約変更日は代議員会の議決日までは遡及適用可能と思われる(年度初日までの遡及は不可と思われる)。

No.	項目	照会	回答
2	同一基準日の財政計算	財政決算において投資残高が確定せず、AIJ投資顧問の投資残高を全損としていた場合であっても、当該事業年度末を基準日とする財政計算においては、投資残高が確定次第、当該確定残高を織り込むことは可能という理解でよいか。	左記の取扱いは可能。

決算と同一基準日の財政計算に収入(AIJ投資の戻り分)を織り込むことも可能。

No.	項目	照会	回答
3	平成23年度決算の取扱い	<p>「決算手続き上の理由により、～計上することもできること。」と記載されているが、「決算手続き上の理由」に該当するケースの一つとして以下は問題ないか。</p> <p>・時期に関わらず、基金が検討委員会等で決算報告を行った後にAIJ投資顧問への投資残高が確定した場合。</p>	問題ない。

2. AIJ投資により生じた積立不足に係る掛金の特例措置(1)

【公布日(H24.8.29)から適用】

- ✓ AIJ投資により発生した積立不足は最長30年償却が可能となった。¹
- ✓ 「AIJ投資により発生した積立不足」とは、「判明している直近のAIJ投資顧問への投資残高(毀損前の残高。特定金銭信託口座に残存する現金を除く。)」となる。²
- ✓ ただし、別途積立金がある場合は、別途積立金を取り崩したうえでの「AIJ投資により発生した積立不足」が30年償却の対象となる。³
- ✓ なお、今回の特例措置は平成23年度末を基準日とした財政計算のみに適用可能。(次回以降の財政計算での適用は不可)

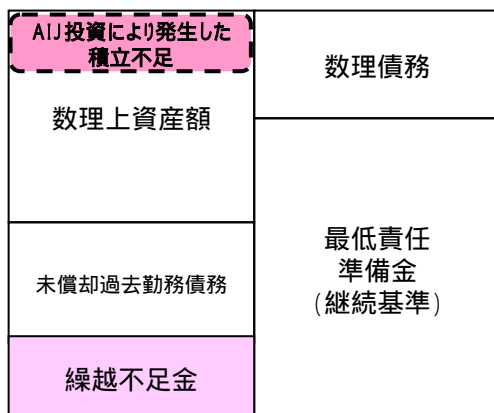
1 特別掛金の償却方法を「定率償却」としている場合は適用できない。

2 確認事項 No.1(次頁)をご参照

3 確認事項 No.2(次頁)をご参照

〈イメージ〉

AIJ投資により発生した過去勤務債務(特別掛金)の長期償却(30年)が可能(現状では最長20年)



最長20年で償却

<留意点>

財政計算時には繰越不足金を解消して、特別掛金を見直す必要がある。

< 20年償却から30年償却へ延長した場合の掛金への影響 >

同額の不足金解消する場合、20年償却時の掛金 = 100とした時の30年償却の掛金

予定利率	20年償却	30年償却	掛金への影響
5.5%	100	82	18%
4.5%	100	80	20%
3.5%	100	77	23%
2.5%	100	74	26%

主な確認事項

No.	項目	照会	回答
1	30年償却の対象となる不足金の定義	「AIJ投資顧問に投資残高があることにより生じた過去勤務債務の額」は以下のいずれでもよいが。 (1)判明している直近のAIJ投資顧問への投資残高(毀損前の残高。特定金銭信託口座に残存する現金を除く。) (2)判明している直近のAIJ投資顧問への投資残高(毀損前の残高。特定金銭信託口座に残存する現金を除く。)を計算基準日まで予定利率で付利した額	(1)とすること。

No.	項目	照会	回答
2	別途積立金の充当	当年度不足金にAIJ投資顧問の投資残高によるものと、それ以外の当年度不足金がある場合に、まず別途積立金をそれ以外の不足金に当て、残りをAIJ投資顧問の投資残高に当てたうえで繰越不足金を30年以内で償却することは可能か。	左記の取扱いは可能。

別途積立金をAIJ投資以外の不足金に優先充当する取扱いは可能。ただし、別途積立金を取り崩さずに30年償却を適用することは不可(別途行政回答あり)。

No.	項目	照会	回答
3	AIJ投資により生じた不足金の償却方法	AIJ投資顧問により生じた過去勤務債務の償却方法として、まずは現行掛金による償却期間延長分で手当てし、残りの部分を30年で償却することも可能か。	可能。

現行掛金の償却期間延長により極力掛金上昇幅を抑制し、残存する不足金を30年償却するような取扱いも可能。

No.	項目	照会	回答
4	同時に給付減額を実施する場合	AIJ投資顧問に投資残高のある基金が30年償却の特別掛金の設定と同時に給付減額を行う場合における30年償却の対象となる過去勤務債務の額は次のア及びイが考えられるが、アでよいか。 ア. AIJ投資顧問への投資により生じた不足分 イ. 前記アの額から給付減額により減少する数理債務の額を控除した額	AIJ投資顧問への投資により生じた過去勤務債務については、給付減額とは別に30年償却による特別掛金で手当てする旨を、給付減額の際に受給者・加入員に説明していれば、アでもよい。

No.	項目	照会	回答
5	次回以降の財政計算時の取扱い	AIJ投資顧問への投資により生じた積立不足に係る特別掛金額について、以下の取扱いは可能か。 次回以降の財政計算時に予定償却期間を20年超の範囲で短縮する。 次回以降の財政計算時に発生した負の後発債務または別途積立金により、特別掛金額を引き下げる、または、予定償却期間を(20年超の範囲で)短縮する。 次回以降の財政計算時に予定償却期間を30年以内の範囲で(特別掛金の総額が下がらない範囲で)延長する。	次回以降の財政計算時には、当該特別掛金を据え置か、原則的な取扱いにより新たに特別掛金を設定するかのいずれかとなる。

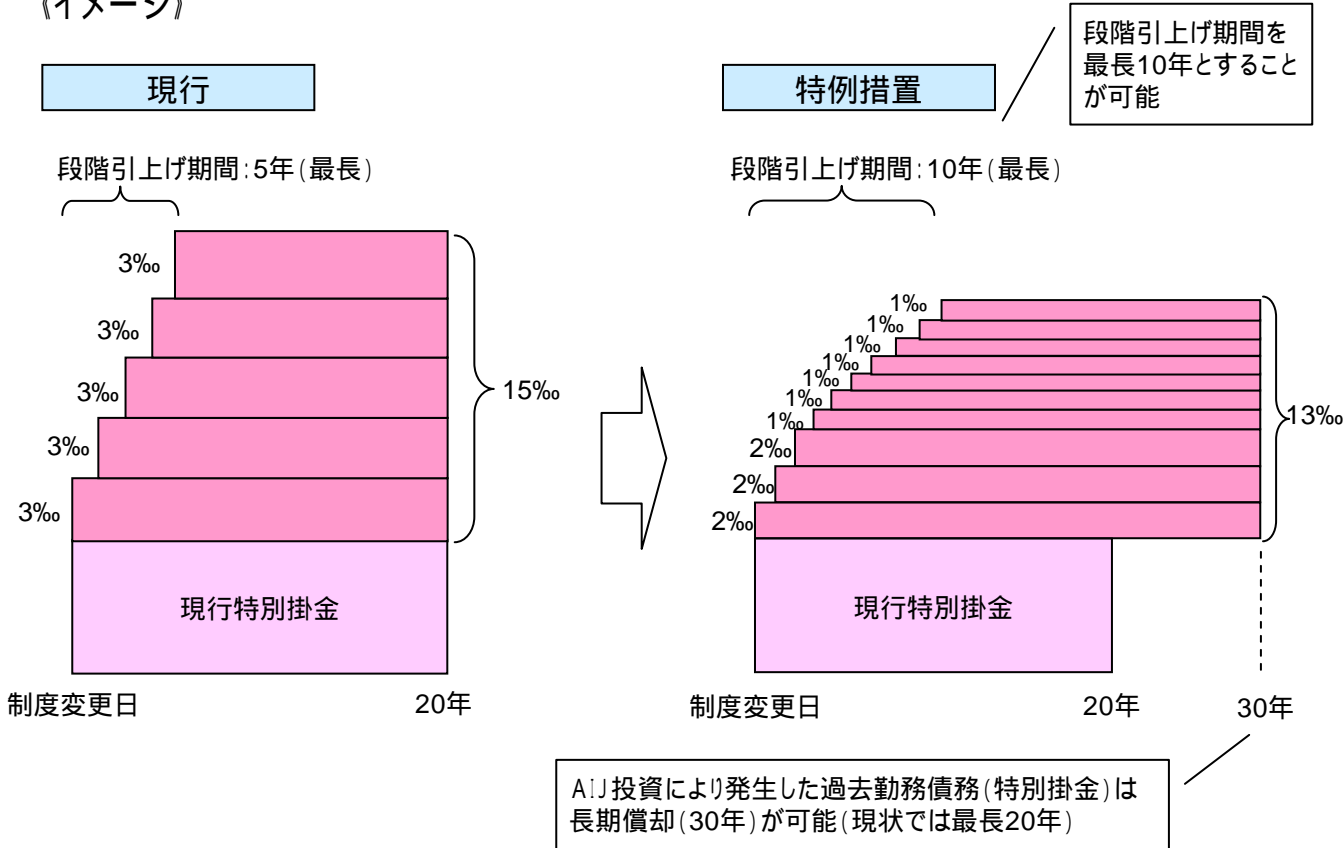
回答を補足すると、～の全てが不可。

2. AIJ投資により生じた積立不足に係る掛金の特例措置(2)

[公布日(H24.8.29)から適用]

- ✓ 特別掛金の段階引上げを採用する場合、段階引上げ期間を10年以内(通常5年以内)とすることが可能となった。
- ✓ 特別掛金の段階引上げと30年償却を併用することで特別掛金の上昇幅を緩和することも可能と思われる。

〈イメージ〉



以上